

## 第 3 回公害規制検討部会の要点整理

NO	委員による意見・質問	整理・集約の方向
1	(今田委員) 地盤沈下防止のための措置と技術基準は具体的にどういったものか。	(事務局) 措置は地下水採取計画書の提出、採取量等の測定義務、採取の停止等の勧告及び命令等。技術基準は今回新規に設定したものであり、今後地盤環境を監視する中で適正な基準を継続的に検討していく。
2	(石川副部長) 採取の停止等の勧告及び命令と、採取量の減少勧告の違いは何か。	(事務局) 採取の停止等の勧告及び命令は、届出対象であり技術基準が適用となる施設に対する規定で、採取量減少勧告は技術基準が適用されない井戸も対象に含まれる。
3	(藤尾委員) 地下水の涵養にはどういったものがあるか。	(事務局) 工場内の緑地化等が考えられる。 (三田村委員) 透水性の舗装や工場敷地内の緑地化等により、地下に水が浸透する。
4	(今田委員) 除外規定にはどういったものがあるか。	(事務局) 農業井戸や非常用井戸、温泉法等の他法令でかかっている井戸は、技術基準、計画変更命令、採取量等の測定義務等の規定を除外する。
5	(今田委員) 二重規制の解消は、法・府条例と同内容の部分を解消するための一元化と、規制内容の見直しの意味を含めた一元化の、両方の意味があるのか。	(三田村委員) 市の実情に合わせて上乘せした規制は、原則として現状維持することになる。 (事務局) 現状維持となる部分と、必要に応じて一定整理する部分がある。
6	(今田委員) 一元化や整理されることで、行政革新が進み、市民や事業者にとっても効率化が図られるのか。	(事務局) 手続の面は特に事業者側で簡略化され、わかりやすい制度になると考えている。
7	(今田委員) 法律や府条例にあるものを市条例から削除すると、市が行政を行う上で何か支障はないのか。	(事務局) 公害関係法令は法律・府条例・市条例それぞれが独立して規制できるため、支障はない。
8	(永嶋委員) 法律・府条例が存在しても、地域に応じた市町村レベルの規制でなければ機能しないのではないかという不安がある。 (三田村委員) 市の窓口で国、府、市それぞれの規制を全てチェックできるのか。	(事務局) 中核市移行により公害関係の国、府の規制権限が市長に移譲されるため、市の窓口で全て事務を行うことになる。
9	(永嶋委員) 環境基準の未達成項目を放置して規制緩和をしてもよいのか。	(事務局) 環境基準が未達成となった項目の原因は、工場等に起因していない。
10	(今田委員) 騒音基準は厳しくなるのか。	(事務局) 府条例の同じ基準を適用するので変わらない。

NO	委員による意見・質問	整理・集約の方向
11	<p>(石川副部長)</p> <p>排水について、今回規制を外すことで特に影響は出ないのか。</p>	<p>(事務局)</p> <p>現在対象となる事業所が特に基準違反をしている事実は無く、川の水の汚れの指標は BOD が最も適当であり、他項目は工場排水の影響が少ない。</p> <p>(三田村委員)</p> <p>生活環境項目への対応は、本来、公共事業として、下水道整備が行われるべきこと。</p> <p>(事務局)</p> <p>産業排水の下水道整備は一般家庭の後になる。多量排水事業所は法や府条例で規制されており、現在の市条例対象である小さな事業所は、少数であり、浄化槽法に委ねることで十分な規制と考える。</p>
12	<p>(今田委員)</p> <p>多量排水事業者の排水口表示版の掲出義務は、なぜ廃止するのか。</p>	<p>(事務局)</p> <p>市民の監視により事業者の姿勢を正すという懲罰的な意味や、条例による一律掲出義務の必要性が失われた。</p> <p>(三田村委員)</p> <p>ISO 等企業内で実質的な整備がされてきている状況なので、形だけの規制は整理していいのではないかと。</p>
13	<p>(石川副部長)</p> <p>再発防止計画書の提出を、義務から必要な場合に変更するのはどういうことか。</p>	<p>(事務局)</p> <p>現在、事故報告と計画書が同内容となるような軽微な場合があるため、報告書の提出で十分である場合は義務を外していくが、全体として計画書をやめていくということではない。</p>

※資料 2 の意見要約記載分を除く。